

## 最新判決情報

2016年  
[3月分]

### ○チャッカ棒事件

知的財産 H28.3.23 H27(行ケ)10172,10173,10174 審決取消請求事件(清水節裁判長)

第34類「喫煙用具」を指定商品とする登録商標「チャッカ棒」(標準文字)及び「チャッカボー」(右図)、「チャッカボー」(標準文字)に対して、引用商標「チャッカマン」を理由とする無効審判が不成立とされたため、当該審決の取消しが求められた事案である。



当然争点は両商標の類似性であるが、特に問題なのは、原告(無効審判請求人)が、引用商標「チャッカマン」が周知商標であることから、引用商標の要部を「チャッカ」の部分であると主張している点の当否である。

まず本件商標「チャッカ棒」について判決は、「チャッカ」の部分は指定商品との関連において「着火」を意味し、「棒」が形状を表わすものに、「着火」と「棒」とを結びつける表現が一般的に慣用されているものではないので、本件商標は「火をつける棒」程度の意味合いを有するとした。

その結果、「チャッカ棒」と「チャッカマン」とでは、外観、称呼、観念上類似しないと判断した。

また引用商標「チャッカマン」の要部についても、火をつける機能に対して「着火」を用いてもありきたりの表現であって、これを片仮名で表しても格別に独創性を増すことはないので、「チャッカ」の部分が要部になることはないと判断した。

一般的には判決の言う通りであろうが、「チャッカマン」が極めて周知され、この種のライターの代名詞となって居り、また棒状の電子ライターについて、原告「チャッカマン」以外に「チャッカ〇〇〇」という表現の他社電子ライターがないとすると、本件商標「チャッカ棒」は「チャッカマン」のシリーズ商品やあやかっただ商品であるかのような印象を与えることは間違いないであろう。

問題は、出所混同のおそれとなるが、「チャッカマン」が先行するところで、もし依頼人が「チャッカ棒」「チャッカボー」を採用したいとの相談を受けた場合、お勧めすることはまずないであろう、というのが弊所の印象であり、それ位使用上の問題も予想される案件である。

なお、同種商品は一般に「点火棒」と称されているようである。

### ○ライン事件

知財高裁 H28.3.24 H27(行ケ)10203 審決取消請求事件(大鷹一郎裁判長)

第3類「化粧品」外を指定商品とする登録商標「LINE/ライン」(左図)が不使用取消審判により取り消されたため、当該審決の取消しが求められた事案である。



原告商標権者が提出した本件商標の使用証拠は右図に示す商品「アイライナー」である。使用商標では、上段に筆書き風の書体で「Rubotan」が、中段に本件商標に相当する「LINE」の文字が、そしてその下に液状の商品であることを示す語「LIQUID」が小さく配置されている。

また商品の下部にはカタカナ文字「ルボタン/ライン」が「LIQUID」の文字と同じ位の大きさを小さく表示されている。

したがって、争点はこのような使用商標における「LINE」「ライン」の語が本件登録商標の使用と言えるか否かである。



当然、審決では同一性なしとして使用商標における「LINE」「ライン」の文字は本件商標の使用とは認めなかったのであるが、その理由は、「Rubotan」と「LINE」の文字とが書体と大きさが多少異なっているものの、いずれも通常用いられる書体であり、下段にはカタカナ文字の「ルボタン／ライン」の文字があること、当該カタカナ文字から生ずる「ルボタンライン」の称呼も一連に称呼できること、そしてこれらの語が全体として特定の意味のない造語であることなどを挙げ、英文字の「Rubotan／LINE」とカタカナ文字の「ルボタン／ライン」の部分が商品識別のための要部となるので、単なる「LINE／ライン」の文字からなる本件商標とは同一性を欠くと判断した。

判決も商標の構成については審決の判断を踏襲するものであるが、加えて本件商品の宣伝広告において、本件商品の画像とともに「ルボタンライン」「ルボタンライン リキッドアイライナー」などの表記が用いられ、「LINE」の部分のみをその出所表示標識として用いられた事情がなかったことを挙げ、本件商標の使用を認めなかった。

化粧品業界においては、メインとなるハウスブランドと個々の商品のブランドとを、円筒形の容器に二段にわたって表記する使用例が多いので、今回の審決および判決の判断は非常に気になるであろう。

判決を読むと、本件の「Rubotan」「ルボタン」は、そもそも原告（株）伊勢半の関連会社ルボタン（株）のハウスマークであり、商標権を伊勢半が引きついだ模様である。ルボタン社は、かねてより「ルボタンリップクリーム」、「ルボタン ピンクリップ」、「ルボタン ブランウンリップ」等の商品を販売し、「Rubotan／ルボタン」、「ルボタンライン」、「ルボタン／アイブラッシュ シャドウ」等を商標登録していた。

そうすると、本件使用商品も正にハウスブランドとペットマークとが二段に表記されていることになるので、本来であれば、この点がもっと重視されても良かったように思われる。

しかし、判決ではハウスマークとペットマークとの結合という点はほとんど勘案されていないし、筆記体風の「Rubotan」とゴシック体の「LINE」という書体の相違も判決等ではほとんど評価されていないので、二つの商標を表示する場合には、思い切った差別化をした上での表示が必要となろう。

その意味で、たとえば「Rubotan®」「LINE®」のようにそれぞれのブランドの後ろに「®」記号を付記することも良いであろう。

思うに、今回の判決に限っていえば、本件登録商標「LINE／ライン」という言葉の性質に問題点があったようにも思われる。そもそも「LINE／ライン」とは、「商品の種類、取扱商品、仕入れ商品」などの意味合いで、「○○ライン」のように他の語と結合して多用されている語であるので多分に記述的であろう。そのため商標としての識別性についても、「LINE／ライン」単独で十分な識別力を発揮できるのかという疑問である。

つまり、たとえば「当社の化粧品ブランドは『ライン』です。」と言われてもピンとは来ないが、他方「ルボタンラインです。」との表現は自然と耳に馴染むからである。

そのため、本件の「Rubotan／LINE」については、全体として「ルボタンというブランドの一連の商品群」を意味すると理解されるのが自然であり、そうするとたとえ商標の書体の相違があったとしても、一連の語として取られることに難はなく、全体としての意味合いについてもほとんど影響されないことになってしまう。

判決では、「LINE／ライン」の語自体について深くは検討されていないが、一般的に「ライン」の語がどのように使用されているかは、我々一般人のみならず、裁判官も良く知り、影響されているであろうから、本件商標が「LINE／ライン」のような語ではなかった場合、反対の結論が出る余地も十分にあるように思われる。